## 第2章 地下水水質測定結果

## 第1 地下水水質測定結果の概要

県内地下水について、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、「平成21年度地下水水質測定計画」を定め、地下水質の監視を行った。さらに、ダイオキシン類についても、ダイオキシン類対策特別措置法第26,27条に基づき、調査測定を実施した。

その結果、県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施した概況調査(定点方式1地点、ローリング方式42地点)については、上野原市大椚地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が13mg/l (年間平均値)と環境基準の10mg/l を超過したが、その他の項目については、すべての地点で環境基準を達成した。ダイオキシン類については、測定した16地点すべてにおいて環境基準を達成した。

さらに、継続監視調査として、過去に環境基準を超過等した36地点について測定を実施したところ、14地点で環境基準を超過した。

また、継続監視調査井戸のうち、3年以上環境基準を満たしている1井戸について継続 監視調査を終了するための調査を行ったところ、周辺の井戸すべてで環境基準以下である ことを確認したため、平成21年度をもって、継続監視調査を終了することとした。